

令和7年8月22日

被保険者・被扶養者 各位

新明和工業健康保険組合



『健康保険限度額適用認定証』の更新について

標記の件、当健康保険組合におきましては、健康保険限度額適用認定証（以下、限度額証）の有効期間を申請月の1日から直近の8月31日としております。有効期間後も限度額証が必要になった場合は、改めて申請が必要になります。ただし、マイナ保険証及びオンライン資格確認の開始に伴い、以下の場合には限度額証の更新申請は不要な場合もございますので、ご案内いたします。

記

1. 限度額証の更新手続きが不要な場合

①マイナ保険証を利用している方

マイナ保険証で医療機関等を受診すると、窓口でのオンライン資格確認により、限度額証の提示なしに高額療養費制度における自己負担限度額を超えるお支払いが免除されるため、限度額証は不要です。

②オンライン資格確認を実施している医療機関を受診する方

①以外の方で保険証や資格確認書をご利用されている場合、保険証や資格確認書に記載された記号・番号等を用いたオンライン資格確認を実施している医療機関等では、本人の同意があれば医療機関等の窓口でオンライン資格確認を実施することにより、自己負担限度額を超える支払いが免除されるため、限度額証等の提示は不要です。そのため限度額証は不要です。

2. 限度額証の更新手続きが必要な場合

オンライン資格確認を導入していない医療機関等で受診される場合や、当健康保険組合でのマイナンバーの登録が行われていない場合は、「限度額適用認定証」を保険証や資格確認書と併せて医療機関等の窓口へ提出いただく必要があります。したがって限度額証の更新手続きが必要です。

3. 限度額証の更新手続きについて

9月以降も『限度額証』が必要な場合は、再度「交付申請書」を事業所担当者様経由にてご提出願います。任意継続の方は当健康保険組合までご連絡ください。

【 重要 】

- ① 新しい限度額証は8月26日以降の発行となります。
- ② 『限度額証』が不要になった場合、有効期限切れになった場合は、ご返却願います。
- ③ 『限度額証』を紛失された場合は、「紛失届」をご提出願います。

以上